

消防の動き



2016
12
No.548

●平成28年度消防庁第2次補正予算の概要



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



平成28年度消防庁第2次補正 予算の概要 4

平成28年12月号 No.548

巻頭言 市民が安心して暮らせる「災害のない安全なまち」「災害に強いまち」を目指して
(大阪市消防局長 藤井 茂樹)

Report

「津波防災の日」に関する取組として実施した消防庁図上訓練の概要 7

Topics

原田総務副大臣「消防大学校」及び「消防研究センター」視察 9
 第28次消防審議会（第3回）の開催 10
 予防業務優良事例表彰の創設 11
 平成28年度消防設備関係功労者等表彰式の開催 13
 「防災・危機管理セルフチェックシステムにおけるチェック項目策定に関する
 検討会」の開催 14
 平成28年秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式の挙行 15
 平成28年度全国消防長会役員会における長官挨拶 17

緊急消防援助隊情報

平成28年度地域ブロック合同訓練の実施結果について 19

先進事例紹介

消防団加入促進PRに関する取組について（千葉県 千葉市消防団） 23
 消防法令に適合している優良な建物の情報発信についての取組
 ～「消防“ホッと”インフォメーション」サービスの開始～（北海道 札幌市消防局） 26
 みんなで防災について考える日（愛知県 豊田市立滝脇小学校少年消防クラブ） 28

消防通信～望楼

美幌・津別広域事務組合消防本部（北海道）／三郷市消防団（埼玉県）
 湖南広域消防局（滋賀県）／西宮市消防局（兵庫県） 30

消防大学校だより

平成29年度消防大学校教育訓練計画の策定 31

報道発表

最近の報道発表（平成28年10月24日～平成28年11月23日） 33

通知等

最近の通知（平成28年10月24日～平成28年11月23日） 34

広報テーマ（12月・1月） 34

お知らせ

消防自動車や救急自動車の緊急通行に対する御理解と御協力をお願いします 35
 セルフスタンドにおける安全な給油について 36
 雪害に対する備え 37
 地震発生時の出火防止 38
 ストーブの安全な取扱いについて 39



■ 表紙
 本号掲載記事より

市民が安心して暮らせる 「災害のない安全なまち」 「災害に強いまち」を目指して



大阪市消防局長 藤井 茂樹

大阪は、古くは飛鳥時代から港町として栄え、一時は難波京として都が置かれたこともありました。その後も、豊臣秀吉が天下統一の拠点として大坂城を築城し、江戸期には文楽や上方歌舞伎といった上方文化が隆盛を見せるなど、様々な歴史や文化が育まれました。また、「水の回廊」に代表される豊富な河川による水運を原動力に、人々は「水の都」大阪の物流、商業を大いに発展させ、近世には「天下の台所」として日本経済の中心的役割を果たしてきました。

今なお多くの企業が事業所を構え、キタとミナミの二つの大繁華街を有する大阪市は、市外からも多数の通勤・通学者や観光客が訪れる西日本の行政、経済、文化、交通の中心都市として発展しています。

さて、大阪市では、アジア消防長協会総会の46年ぶり2回目となる当市開催に伴い、去る6月8日から11日までの4日間、同会のほか「第68回全国消防長会総会」や「大阪国際消防防災展」「消防防災・国際救助隊合同訓練」などの消防・防災関連の会議やイベントを同時に行う、総称「IFCAA 2016 OSAKA」を南港地区にて開催いたしました。

IFCAA 2016 OSAKAは、「未来へ繋げるアジアの消防」を開催テーマとして、「第29回アジア消防長協会総会」では日本を含む17の国や地域から一堂に会した約1,000名の消防関係者による活発な意見交換が行われたほか、「大阪国際消防防災展」「消防ふれあいフェスティバル」といった催しでは延べ5万人を超える方々に御来場いただくなど、大いに盛り上がりを見せて成功裏に閉幕することができました。

御参会いただいた国内外の消防関係者の皆様を始め、格段の御支援・御協力を賜りました各種企業・団体の皆様、その他御来場いただきました皆様には、この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。

大阪市消防局では、約270万の市民が安心して暮らせる「災害のない安全なまち」「災害に強いまち」を目指し、「住宅火災の発生件数の低減及び被害の軽減」「事業所の防火・防災管理の徹底」「救命の連鎖の強化による救命率の向上」「防火・防災に関する知識・技術の普及」といった4つを重点的に取り組む経営課題として掲げ、「PDCAサイクルの徹底」を念頭に消防行政を強力に推進しています。

消防を取り巻く状況は日々変化していますが、「いかなる災害からも市民を守る」という消防の使命は不変であり、当局ではこれまでも「力強い消防」であることを組織方針として掲げてきました。「力強い消防」であることは勿論のことですが、多様に変化を遂げる今の時代においては、未知の災害にも柔軟に対応できる「人」そして「組織」でありたいと考えています。また、災害に限らず、事務事業運営の中でも幾多の困難を受け止め、それを乗り越えていける「しなやかさ」、市民と接する様々な場面で親切、丁寧、柔軟に対応できる「しなやかさ」を毎日の業務の中で意識し、実践することが重要であると考え、今年4月の局長就任以降、様々な機会を通じて職員に伝えてまいりました。

今後も、地域住民、事業所及び関係団体と連携を図りつつ、全職員が一丸となって日々の業務に邁進し、市民が安心して暮らせる災害に強く安全で安心なまちづくりを進めてまいります。



平成28年度消防庁第2次補正予算の概要

総務課

本稿では、平成28年10月11日に成立した平成28年度第2次補正予算について解説します。

前段では、平成28年8月2日に閣議決定され、補正予算の根拠となった「未来への投資を実現する経済対策」について、後段では、補正予算のうち消防庁関連施策について解説します。

1 「未来への投資を実現する経済対策」の概要

(1) 景気の現状と経済対策の基本的な考え方

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、現状の景気は、雇用・所得環境は改善する一方で、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあります。また、新興国経済に陰りが見え、英国国民投票におけるEU離脱の選択等、世界経済の需要の低迷、成長の減速のリスクが懸念されます。

雇用・所得環境も大きく改善するなど、確実に成果が生まれているものの、アベノミクスは道半ばです。長年続いたデフレから完全に脱却し、中長期的に、実質GDP成長率2%程度、名目GDP成長率3%程度を上回る経済成長の実現を目指すためには、脱出速度を最大限に上げて、しっかりと成長していく道筋をつけなければなりません。内需を下支えするとともに、高齢化社会を乗り越えるため、潜在成長力を向上させる構造改革を進めます。

先般の伊勢志摩サミットでは、G7が強い危機感を共有し、世界経済のリスクに立ち向かうため、あらゆる政策を総動員していくことで合意しました。この合意を取りまとめた議長国として、G7首脳宣言を踏まえ、日本銀行とも連携しつつ、金融政策、財政政策、構造改革を総動員してアベノミクスを一層加速します。

このため、産業構造改革、働き方や労働市場の改革、人材育成の一体改革に取り組みます。また、改革工程表(平成28年4月28日経済・財政一体改革推進委員会)に沿った社会保障改革等の構造改革を加速するとともに、未来への投資の加速を目的とする総合的かつ大胆な経済対策を講ずることとしました。

本経済対策は、当面の需要喚起にとどまらず、民需主

導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心としています。

輝かしい未来を作り上げていく、未来は私たちの手で変えることができます。この未来への投資を実現する経済対策によって、その力強いスタートを切っていきます。

このような基本的考え方を踏まえ、平成28年8月2日に「未来への投資を実現する経済対策」が閣議決定されました。

(2) 消防庁関連部分の記述

「未来への投資を実現する経済対策」では、平成32年度(2020年度)の財政健全化目標を堅持した上で、①一億総活躍社会の実現の加速、②21世紀型のインフラ整備、③英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援、④熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化に重点をおくこととされました。消防庁関連部分の記述は以下のとおりです。

第2章 取り組む施策

IV. 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化

熊本地震の被災地に未来をつくり、復興への取組も一層充実していくとともに、東日本大震災からの復興の加速化を図る。また、地震、豪雨、豪雪、自然災害に強い強靱な国づくりをすすめ、防災対策を推進するとともに、良好な治安の維持や厳しい安全保障環境への対応を図り、国民の安全・安心を確保する。

(3) 災害対応の強化・老朽化対策

災害大国日本として頻発する災害に備えるための防災・減災対策を推進する。特に、防災情報の伝達体制等の整備のほか、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡充し、指定避難所及び災害対策拠点となる庁舎の防災機能を強化する。また、インフラなどの機能を将来にわたり発揮するための老朽化対策等を強化する。

第3章 各項目の主な具体的措置

IV. 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化

(3) 災害対応の強化・老朽化対策

- ・緊急消防援助隊・消防団の災害対応力の強化(総務省)
- ・災害情報伝達手段等の高度化(総務省)



2 消防庁施策の概要

平成28年度第2次補正予算の概要

予算20.2億円

I 緊急消防援助隊の災害対応能力の強化等

8.7億円

熊本地震での活動を踏まえ、緊急消防援助隊の情報通信体制や後方支援体制等を充実強化。

○情報通信体制の充実強化

- ・ 緊急消防援助隊動態情報システムの高度化 0.6億円
- ・ ヘリコプター動態管理システムの整備（9機分） 1.2億円
- ・ ヘリテレ受信装置の配備（23台） 1.3億円
- ・ 無線中継車の配備（1台） 1.0億円

○後方支援体制の充実強化

- ・ 拠点機能形成車両の配備（1台） 1.3億円
- ・ 燃料補給車の配備（9台） 0.9億円

○その他（消防庁の災害対応能力の向上）

- ・ 衛星車載局車の整備（1台） 1.4億円
- ・ 電源設備の整備 1.0億円
- ・ 指揮支援車の整備（1台） 0.05億円



拠点機能形成車両

II 消防団の装備・訓練の充実強化

6.6億円

救助資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等を地方公共団体に無償貸付けし、消防団の装備や訓練を充実強化。（33台）



救助資機材搭載型消防ポンプ自動車



主な救助資機材等

III 災害情報伝達手段等の高度化

4.9億円

高齢者など地域にきめ細かく防災情報が行き渡るようにするため、防災行政無線の戸別受信機の活用等に係るモデル事業を実施し、災害情報伝達手段等を高度化。

(1) 緊急消防援助隊の災害対応力の強化等（8.7億円）

熊本地震を踏まえ、緊急消防援助隊動態情報システムの高度化、ヘリコプター動態管理システムの整備、無線中継車等の配備を行い、緊急消防援助隊の情報通信体制を強化するとともに、燃料補給車等の配備により後方支援体制の充実等を図ります。

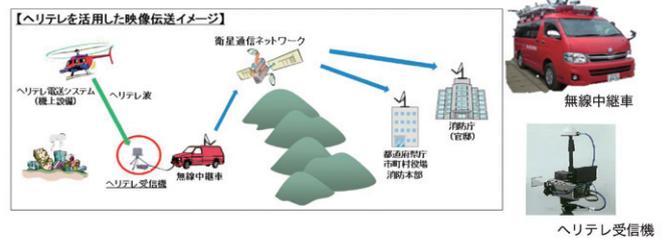
① 緊急消防援助隊動態情報システムの高度化（0.6億円）

緊急消防援助隊の適切な部隊運用を行うため、出動状況等をリアルタイムで把握できるよう、動態情報システムの高度化を図ります。



② 無線中継車等の配備（2.3億円）

ヘリによる被災地の映像情報をリアルタイムで配信できるよう、必要な無線中継車とヘリテレ受信機を配備します。



③ ヘリコプター動態管理システムの整備（1.2億円）

ヘリの運用をより効率的に行うため、ヘリの位置情報を消防庁や県災対本部等で把握・共有できるよう、ヘリ動態管理システムの整備を進めます。



④ 拠点機能形成車両の配備 (1.3億円)

被災地において、環境にとらわれず指揮所や宿営場所を設営できる拠点機能形成車両を配備します。



拠点機能形成車両

⑤ 燃料補給車の配備 (0.9億円)

緊急消防援助隊が消火・救助等の現場活動に専念できるよう、燃料補給車を配備します。

燃料補給車



⑥ 消防庁の災害対応能力の向上 (2.4億円)

消防庁の災害対応能力を向上させるため、衛星車載局車、電源設備、指揮支援車を整備します。

(2) 消防団の装備・訓練の充実強化 (6.6億円)

消火・救助・救出・応急処置等に対応可能な救助資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等を地方公共団体に無償で貸し付け、教育訓練を実施することにより、消防団の災害対応能力を向上させます。

【救助資機材搭載型消防ポンプ自動車】

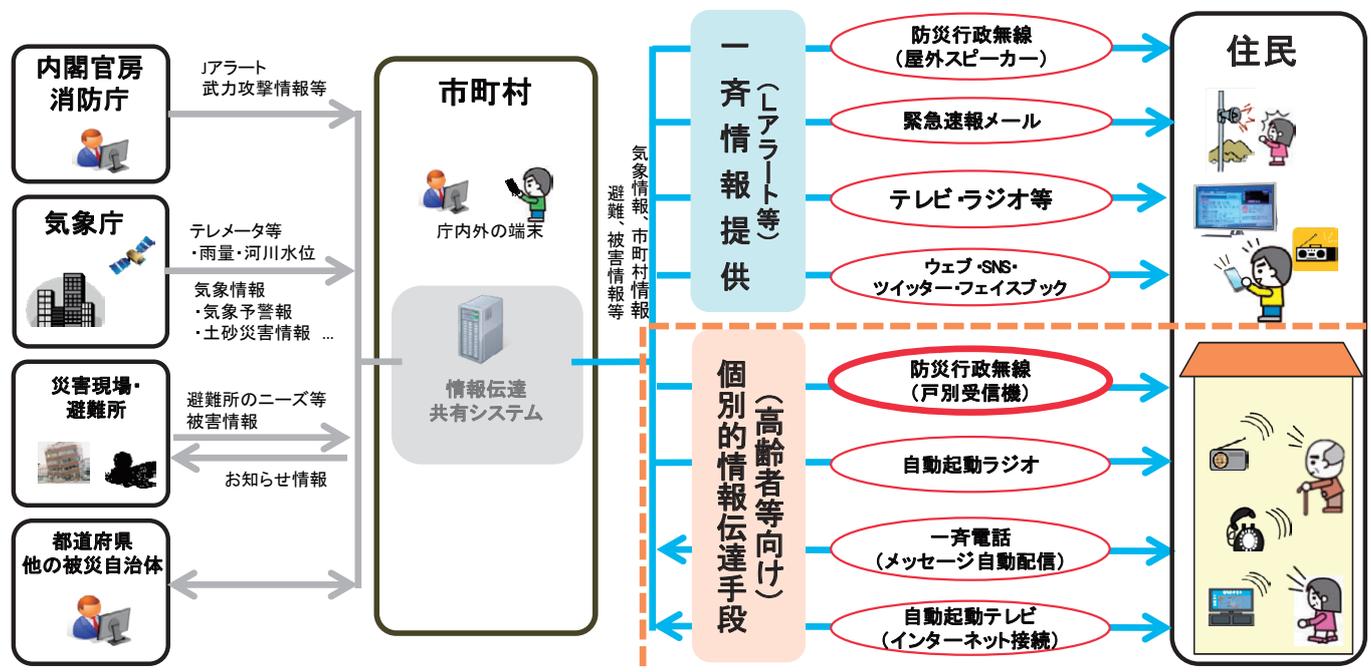


【搭載予定救助資機材等】



(3) 災害情報伝達手段等の高度化 (4.9億円)

高齢者など地域にきめ細かく防災情報が行き渡るよう、防災行政無線の戸別受信機等の活用等に係るモデル事業を実施し、災害情報伝達手段等の高度化を図ります。



防災情報の流れ (イメージ)

問い合わせ先

消防庁総務課会計第一係長 常木
TEL: 03-5253-7506

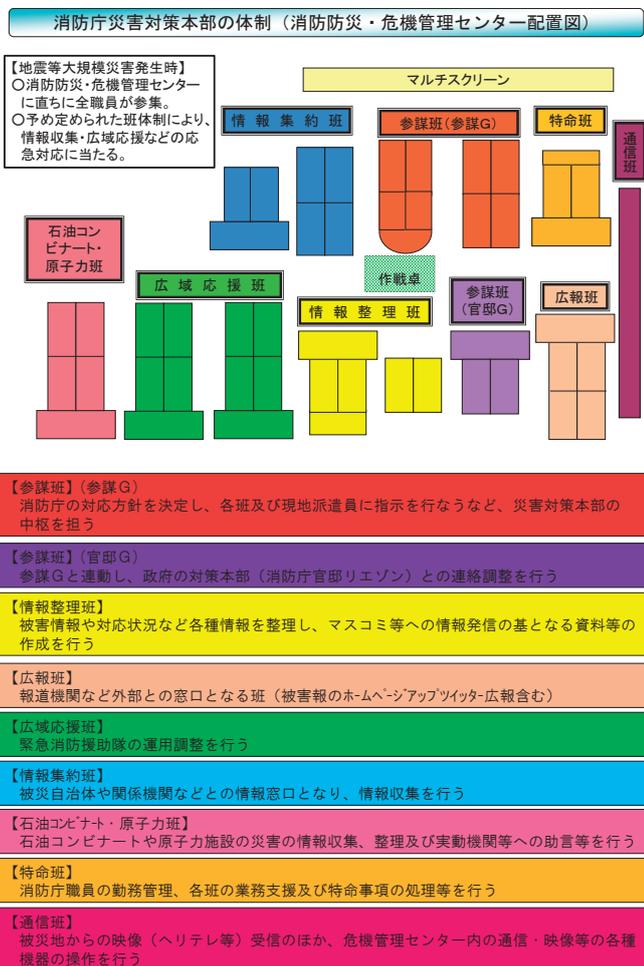
「津波防災の日」に関する取組として実施した消防庁図上訓練の概要

応急対策室

去る11月7日、消防庁長官以下、本庁全職員を対象とした「消防庁図上訓練」を消防防災・危機管理センターにおいて実施しました。

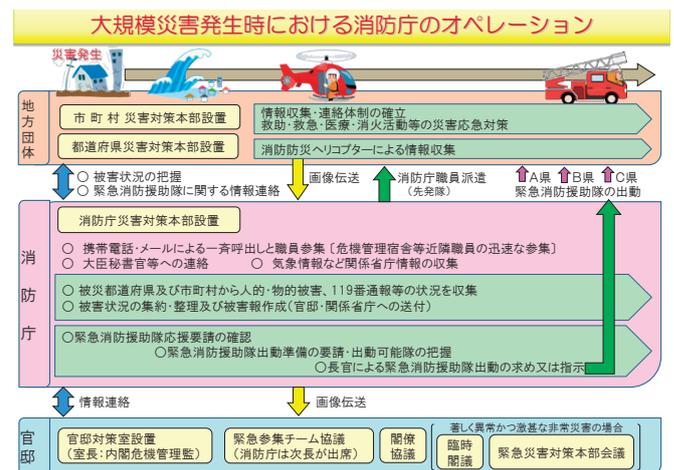
消防庁では、大規模地震等発生時には、消防庁長官を本部長とする消防庁災害対策本部を設置し、消防庁全職員によるFシフト（Full Shift）体制（[図1]参照）により本部運営を行っています。

【図1】



Fシフト体制では、職員は原則として、あらかじめ決められた班で活動を行い、参謀班を中心として災害の全容を把握し、的確な状況判断の下、消防庁の対応方針を決定していきます。そのため、NTT回線が途絶した場合でも、消防防災無線を含む多様な通信手段を用いて被災都道府県・市町村や消防本部から情報を収集するとともに、直ちに官邸へ人員を派遣し他省庁とも連携しながら災害状況の把握に努めます。さらに、消防庁ヘリ等の映像情報のほか、必要に応じて被災地へ職員を派遣して直接被害状況等の実態把握を行います。こうして得た各種情報を基に、緊急消防援助隊の出動要請・指示及びオペレーションを始めとする、災害応急対策を進めています。（[図2]参照）

【図2】



1 訓練の目的

消防庁では、職員の判断・対応能力の向上を図り、現行Fシフト体制の課題を抽出・検証するとともに、実災害における消防庁災害対策本部機能の充実強化を図るため、消防庁図上訓練を実施しており、今回は南海トラフ地震の発生を想定した訓練を実施しました。

南海トラフ地震が発生した場合、中部地方・近畿地方及び四国・九州地方の広範囲に被害が及ぶとされており、初動での災害の全容の把握は困難になると予測されます。

本訓練では、消防庁の災害対応方針等を決定するため、被害が広範囲に及ぶ中で緊急・重要度の高い被害情報の選別が行えるか、また、その情報を各班が共有し災害対応を行えるかということ、加えて、関係機関及び国民に対し膨大な情報の中から周知すべき情報を選別し、的確かつ分かりやすい情報発信が行えるかということを主眼とし、「参謀班を中心とした各班の連携強化と総合力の

向上」を念頭に置きながら、実災害における消防庁災害対策本部機能の更なる充実強化を図ることを訓練目的に掲げ実施しました。

さらには、南海トラフ地震の発生時においても、全国規模の緊急消防援助隊の運用が迅速かつ的確に行えるよう、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を今年度の3月に策定しており、当該プランに基づいた部隊運用を効率・効果的に行うことを目的に掲げ、消防庁災害対策本部における対応の習熟、検証を行いました。

2 訓練の概要

本訓練は、四国沖を震源とする最大震度7の地震（南海トラフ地震）が発生した想定で、Fシフト体制による災害応急対応として、午前と午後に分けて計3時間半の訓練を行いました。

午前の訓練は、10時00分から1時間半とし、実時間と同時刻に発災したものと想定して、発災直後の初動対応の訓練を実施しました。

午後の訓練は、13時20分から2時間とし、発災から18時間20分経過後のフェーズにおける災害対応訓練を実施しました。

① 想定する地震・津波

震源：四国沖（南海トラフ地震）

規模：マグニチュード9.2/最大震度7

津波：千葉県から鹿児島県にかけての太平洋岸に1～34m超の津波が到達

② 発災時刻 11月7日 10時00分

③ 訓練時間

【午前】

訓練時間：10時00分～11時30分

（想定時間：10時00分～11時30分）

【午後】

訓練時間：13時20分～15時20分

（想定時間：4時20分～6時20分※）

※発災から18時間20分経過後からの2時間

3 訓練内容

消防庁図上訓練は、プレイヤーとコントローラーに分かれて行い、コントローラー側が都道府県、消防本部、官邸、報道機関などの関係者役になってプレイヤーに状況付与し、プレイヤーは次々と発生・変化する事態に対応するロールプレイング方式で実施しています。

なお、実災害に近い訓練にするため、プレイヤーとな

る職員には事前に訓練シナリオを知らせていません。

前述したとおり、今回は四国沖を震源とする最大震度7の大規模な地震が発生したという想定で被害の状況（津波被害、石油コンビナート火災等）や官邸からの指示、報道機関等からの問い合わせといった実災害に即した状況がプレイヤーに付与されました。プレイヤーは付与された情報を基に活動し、状況に応じて以下の内容について対応を行いました。

- (1) 発災直後における、消防本部からの被害規模を類推する情報（119番通報、庁舎被害等）の収集と集約
- (2) 初動対応時における限られた情報の下でのアクションプランに基づく緊急消防援助隊出動の判断、応援部隊及び派遣先の決定と関係機関との連絡調整、時間経過後のフェーズにおける被害状況等に応じた柔軟な緊急消防援助隊の運用
- (3) 被害状況や緊急消防援助隊の派遣状況等について、官邸への迅速な情報提供、被害報の作成等による国民への迅速な発表
- (4) 原子力施設、石油コンビナート施設の被害などの重要情報に係る都道府県、関係機関からの情報収集

4 訓練を終えて

被災地が広範囲に及ぶ南海トラフ地震のような災害では、被災状況等の確認対象として連絡先になる団体が非常に多く、限られた時間で情報収集を行うことの難しさや、収集した膨大な情報の中から緊急度の高い情報を選別し、集約することの難しさが、改めて確認されました。

また、緊急消防援助隊の運用については、新しく策定したアクションプランを適用し、迅速に多数の部隊を運用することができました。一方、連絡調整すべき機関が多く、収集・整理する情報の量が膨大であり、業務の更なる効率化が必要であると認識しました。

今後は、訓練で得た教訓と課題を整理し、既定の応急対応マニュアルを改正し実災害対応に生かすとともに災害対策本部機能の強化に向けて次回以降の訓練で更に課題を抽出し検証していくことになります。

応急対策室では、職員の更なる災害対応能力向上と各班の業務の連携強化のために、多様な災害を想定した図上訓練を定期的実施し、災害発生時の対応に万全を期することとします。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室 高木
TEL: 03-5253-7527（直通）

原田総務副大臣「消防大学校」及び「消防研究センター」視察

消防大学校

平成28年11月11日、原田総務副大臣が、「消防大学校」及び「消防研究センター」（東京都調布市）を視察しました。

消防大学校では、火災調査における鑑識の授業内容や実火災体験型訓練（ホットトレーニング）等を視察するとともに、幹部科、警防科及び火災調査科学生に対する激励を行いました。

消防研究センターでは、災害監視用ドローンの飛行デモ、災害対応バギーや消防ロボットシステム研究開発の進捗状況等を視察しました。



火災調査科の学生に激励を行う原田総務副大臣(演壇)



実火災体験型訓練を視察する原田総務副大臣(右側)



災害監視用ドローンについて説明を受ける原田総務副大臣(右側)



幹部科及び警防科の学生に激励を行う原田総務副大臣(左側)



災害対応バギーについて説明を受ける原田総務副大臣(左側)

問い合わせ先

消防大学校庶務課

TEL: 0422-461711 (直通)

第28次消防審議会（第3回）の開催

総務課

平成28年11月22日（火）に、第28次消防審議会（消防庁長官の諮問機関。会長・田中淳東京大学大学院教授）の第3回会議を開催しました。

今回の会議においては、まず、松山市消防局長から消防の連携・協力について松山市の取組事例を発表いただきました。その後、消防庁から消防の広域化及び連携・協力に関する答申素案について説明を行い、これを踏まえて委員間の意見交換が行われました。

委員からは、答申の取りまとめの方向性について御意見が出され、消防庁から説明があった案を更に深めていくこととされました。

最後に、消防庁から台風第10号に係る対応状況及び地域の防災体制の再点検について報告を行いました。

次回第4回会議は、年度内の開催を予定しており、答申の内容についての具体的な議論を行う予定です。また、消防審議会の資料は消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載しています。

【議事次第】

- 1 開 会
- 2 議 題
 - 《審議事項》
 - (1)松山市の取組事例紹介
 - (2)消防の広域化及び連携・協力に関する答申素案について
 - 《報告事項》
 - 台風第10号に係る対応状況及び地域の防災体制の再点検について
- 3 閉 会



問合わせ先

消防庁総務課 諏訪、野崎、中居
TEL: 03-5253-7506

予防業務優良事例表彰の創設

予防課

1 予防業務優良事例表彰の創設の背景・目的

高齢化の進展や社会情勢の変化等に伴い、今後、自力避難困難者が利用する施設が増加し、火災や死者の数も増えることなどが懸念される場所であり、予防業務を着実かつ効果的に実施していくことが極めて重要となってきました。このように火災の予防、警戒及び鎮圧に対して予防業務の占める役割が大きいにも関わらず、その重要性や意義が十分に認識されていないとの問題意識から、本表彰を通じて予防行政の重要性や意義について各消防本部の幹部職員の方々も含めて広く周知するとともに、予防職員のモチベーションを高めることを目的とし、今般本表彰を創設することとしました。また本表彰を通じて消防本部の優れた事例を広く全国に紹介することにより、各消防本部の更なる業務改善につなげていただくことも狙いとしています。

2 募集対象

平成28年1月1日（金）から12月31日（土）までの間に各消防本部で力を入れた予防業務の取組を中心に、他団体の模範となる優れた事例を幅広く募集しています。各消防本部の応募の参考に資するため下記の区分を設けていますが、予防業務に関連する内容であれば広く募集対象となると考えています。

I 予防業務の実効性向上に関する取組

取組事例（例）

- 防火対象物への夜間一斉査察
- 給油取扱所への夜間の抜き打ち検査

II 予防業務の高度化・専門化に関する取組

取組事例（例）

- 予防業務の高度化・専門化に対応するため創設された消防本部独自の資格制度
- 火災原因調査における調査技術の高度化

III 予防業務の効率化に資する取組

取組事例（例）

- システムの導入による消防同意業務の効率化

IV 予防業務に係る他団体との連携に関する取組

取組事例（例）

- 消防団などと連携した住宅用防災機器等の設置・維持促進活動
- 自衛消防組織との連携による防火活動

V 予防業務に係る人材育成に資する取組

取組事例（例）

- 講演、研修会、市民出前講座等の開催
- 本部職員による署巡回研修

VI 予防業務に係る広報活動に関する取組

取組事例（例）

- メディアとのタイアップやイベントの開催を通じた予防啓発活動
- ホームページやスマホアプリ等の充実による市民への情報提供

VII その他予防業務の改善に資する取組

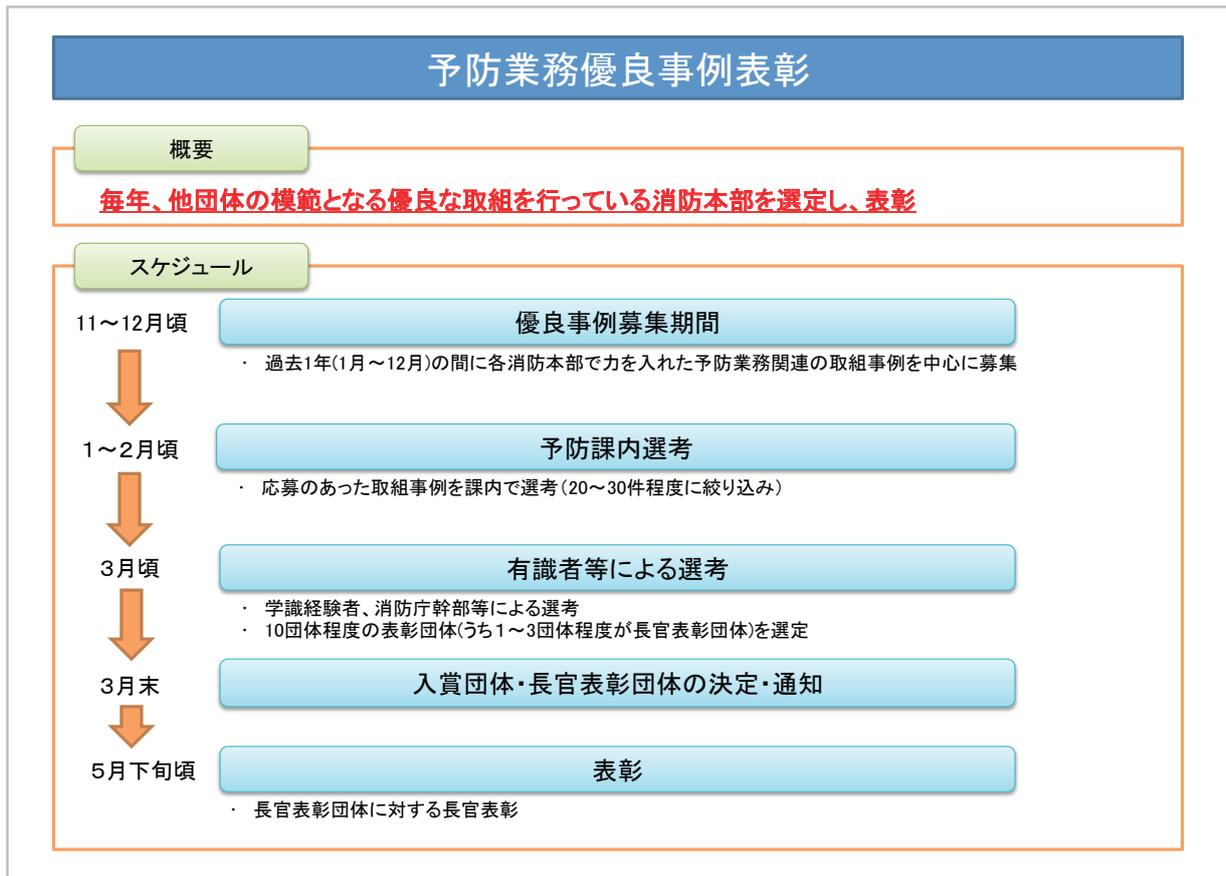
取組事例（例）

- 管内事業所で発生する可能性の高い災害情報の共有

3 今後のスケジュール

募集期間は平成29年1月13日（金）までですが、その後有識者等による選考等を経て平成29年5月に表彰式の

開催を予定しています。本表彰の趣旨に鑑み、表彰事例については表彰式の間や消防庁ホームページへの掲載等を通じて広く全国に紹介する予定です。



たくさんの応募をお待ちしています！



問い合わせ先

消防庁予防課 後藤
TEL: 03-5253-7523

平成28年度消防設備関係功労者等表彰式の開催

予防課

平成28年11月2日（水）に、東京都港区元赤坂の明治記念館において、「平成28年度消防設備関係功労者等表彰式」が挙行されました。

式典では、青木信之消防庁長官から表彰状が授与され、閉式後に記念写真の撮影が行われました。

各表彰の概要は以下のとおりです。



消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者30名】



消防機器開発普及功労者表彰

消防機器開発普及功労者表彰は、消防機器等の開発普及を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者28名】



優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、平成27年度末までに設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等のうち、消防防災技術の高度化に資するもので、他の模範となる設備を表彰するものです。

【表彰対象3件】



問い合わせ先

消防庁予防課 大坊
TEL: 03-5253-7523

「防災・危機管理セルフチェックシステムにおける チェック項目策定に関する検討会」の開催

国民保護室

1 はじめに

近年、我が国においては、大規模な災害が多数発生しており、今後も、様々な災害が発生する可能性が考えられる中で、災害による被害を最小限に留めるためには、地方公共団体における災害発生時の初動対応など、平時より地方公共団体が自らの防災・危機管理体制を確認し、一層の強化を図ることが必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、消防庁においては、地方公共団体が自らの防災・危機管理体制について確認を行うことができる「防災・危機管理セルフチェックシステム」の整備を進めてきたところであり、本システムのチェック項目を策定するため、「防災・危機管理セルフチェックシステムにおけるチェック項目策定に関する検討会」を発足し、第1回の検討会を11月15日（火）に開催しました。

2 第1回検討会の内容

第1回検討会では、まず事務局が、「防災・危機管理セルフチェックシステム」の概要について説明し、その後、各委員により、チェック項目の選定の方針や、具体的な項目の内容等について、活発に意見が交わされました。



第1回検討会の様子

3 今後のスケジュール

第2回 平成29年1月頃（予定）

第3回 平成29年2月頃（予定）

委員名簿 敬称略

【座長】

吉井 博明 東京経済大学 名誉教授

【委員】

牛山 素行 静岡大学防災総合センター教授

小口 智弘 長野県岡谷市総務部危機管理室長

寺尾 隆之 静岡県焼津市危機管理部長

本間 一成 新潟県三条市総務部行政課長

【オブザーバー】

大山 直弘 内閣府政策統括官（防災担当）

参事官（防災計画担当）付

参事官補佐

【事務局】

消防庁国民保護室、防災課

問合わせ先

消防庁国民保護室 三枝、池町、古内
TEL: 03-5253-7550

平成28年秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式の挙行

総務課

第27回危険業務従事者叙勲

第27回危険業務従事者叙勲が11月3日付で発令され、全国の3,618名に授与されました。

そのうち、消防職員として危険性の高い業務に精励し、社会公共の福祉の増進に寄与された646名が受章し、伝達式を11月9日、11月10日の2回に分けて総務省講堂において開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

第27回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	300名
瑞宝単光章	346名
合計	646名

平成28年秋の叙勲

平成28年秋の叙勲が11月3日付で発令され、全国の4,055名に授与されました。

そのうち、消防関係では永年にわたり国民の生命等を火災等の災害から防御し、消防力の充実強化に尽力された602名が受章し、11月14日、ニッショーホールにおいて伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

平成28年秋の叙勲

瑞宝小綬章	20名
旭日双光章	3名
瑞宝双光章	71名
瑞宝単光章	508名
合計	602名



危険業務従事者叙勲伝達式の様子



高市総務大臣からの式辞（危険業務従事者伝達式）



受章者代表への勲記・勲章伝達（危険業務従事者叙勲伝達式）

平成28年秋の褒章

平成28年秋の褒章が11月3日付で発令され、全国の792名に授与されました。

そのうち、消防関係では、自己の危難を顧みず人命救助に尽力された方々や、消防機器の研究開発及び製造販売業務や消防設備保守業務等に精励し、業界の発展に大きく寄与された方々、永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し、消防の発展に大きく寄与された消防団員、計103名が受章し、11月15日、スクワール麴町において伝達式を開催しました。

なお、褒章別の受章者数は次のとおりです。

平成28年秋褒章

紅綬褒章	4名
黄綬褒章	6名
藍綬褒章	93名
合計	103名

それぞれの伝達式では、伝達者（危険業務従事者叙勲伝達式は高市総務大臣、秋の叙勲伝達式は富樫総務大臣政務官、秋の褒章伝達式は島田総務大臣政務官）から受章者代表へ勲記及び勲章（章記及び褒章）が手渡され、同席した原田総務副大臣などがお祝いを述べた後、受章者代表から「地域の安全確保のため更に尽力します。」と誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

式典後、受章者は皇居において天皇陛下に拝謁しました。



秋の叙勲伝達式の様子



受章者代表への勲記・勲章伝達（秋の叙勲伝達式）



受章者代表からの謝辞（秋の褒章伝達式）



原田総務副大臣からの挨拶（危険業務従事者叙勲伝達式）

問い合わせ先

消防庁総務課 木原
TEL: 03-5253-7521（直通）

平成28年度全国消防長会役員会における長官挨拶

総務課

平成28年10月27日（木）に、新潟県で開催された全国消防長会役員会（全国消防長会主催）に消防庁長官及び消防庁総務課長が出席いたしました。



青木消防庁長官より祝辞を述べたほか、消防防災行政の最近の動きや今後の施策の実施に当たっての留意事項等について説明しました。説明内容の概要は次のとおりです。

【緊急防災・減災事業債の拡充と延長】

- 来年度以降も緊急防災・減災事業債を認めると高市総務大臣が発言されており、我々もそのことを前提に考えており、その上で、熊本地震を踏まえて平成28年度の緊急防災・減災事業債については対象事業を拡充
- 来年度以降の更なる拡充ができないか、財政当局と議論を進めている
- 財政措置上、緊急防災・減災事業債以上のものはないため、今後とも活用いただきたい

【消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進】

- 消防大学校では12月に女性幹部の育成コースを新設・開催
- 採用人数が少ない消防本部においては、女性消防吏員の採用をよろしく願いたい
- 採用に伴いトイレ改修、更衣室の確保等が必要となるが、地方財政措置があるので御活用願いたい

【消防団への加入促進】※次ページの資料参照

- 熊本地震では、甚大な被害が生じた益城町、西原村等では消防団が多く住民を救出した他、熊本市等では住人が避難して留守となっていた地域の警戒活動や避難住民に対する物資提供の采配を消防団が担当
- 地域における更なる防災力の向上を図るため、私が長官に就任して以降多くの首長さんに学生消防団活動認証制度の導入を要請
- 都市部には大学があり、学生がいるので、その力を活かしながら日本全体の防災力の強化を図ることが一つの知恵ではないか

【救急編成基準の緩和】

- 救急隊は3人以上と政令で定めているが、過疎地域では、この3人を確保するのが困難
- 関係者等に提案をいただきながら2人の救急隊員プラス准救急隊員に見直すための政令改正を検討しており、パブリックコメントを経て来年4月から適用する予定

【救急安心センター事業（#7119）の普及促進】

- #7119とは、119番をするかどうか迷う場合の相談窓口
- 現在、東京都、大阪府、奈良県等で設置しており、東京消防庁では導入した結果、救急隊員の負担が大幅に減ったと聞いているので、救急需要が多い地域では是非検討いただきたい

【消防救急無線のデジタル化事業をめぐる談合への対応】

- 10月15日、16日、消防救急無線のデジタル化事業において不適正な取引があったと新聞報道があり、残念
- NEC、沖電気工業、日本無線、富士通ゼネラル、日立国際電気と契約をしている団体は、談合などの不正により落札価格が引き上げられること等により損害を受けた場合には、発注元の市町村等が事業者に対し違約金や損害賠償金の請求を行うこと、国庫補助金の交付を受けた市町村等が違約金等を収納した場合には、補助事業に係る実績報告書の再提出、補助金額の再度の確定、補助金の返還等の対応が必要

消防団の充実強化に向けた消防庁の最近の取組

【総務大臣書簡】

- 地方公共団体の長宛の書簡を发出し、女性や若者をはじめ、在勤者や地方公務員の入団促進を働きかけ(平成27年2月)
- 経済団体宛の書簡を发出し、従業員等の入団促進、消防団活動がプラスに評価される仕組み、学生消防団員の採用時の積極的評価について働きかけ(平成27年2月)

【学生消防団活動認証制度】

- 目的:真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等に、市町村が実績を認証することにより、就職活動を支援する。

※69団体導入済、113団体導入予定(H28.4時点)

●認証対象者

- ①1年以上の活動実績
- ②在学中又は卒業後3年以内

●制度概要

- ①市町村長へ推薦依頼書を提出
- ②「学生消防団活動認証証」及び「学生消防団活動認証証明書」を交付
- ③就職活動時に「学生消防団活動認証証明書」を企業等へ提出



【消防団協力事業所表示制度】

- 制度概要と導入状況 (調査対象:1,719市町村等) <H28.4.1現在>

- ・消防団協力事業所表示制度
従業員が消防団に相当数入団していたり、消防団に資機材等を提供するなど、消防団活動に協力する事業所を顕彰する制度
- ・表示制度を導入している市町村:1,257市町村(73.1%)
- ・消防団協力事業所数:12,899事業所(市町村認定)、737事業所(消防庁認定)



●自治体による支援策

- ・法人事業税の減税、入札参加資格の加点、知事感謝状の贈呈、中小企業制度融資等の支援策により、協力事業所を支援。
- ・25都道府県、173市町村で支援策を実施。

【女性や若者をはじめとする消防団加入促進支援事業】

- 概要:女性や若者をはじめとする消防団加入促進を目的とする取組について、都道府県、市町村から提案を受け、その中から他の地域の参考となるような先進的な取組を委託調査事業として採択する。

- 事業規模 1団体あたり委託上限額:250万円 (H28:約1.0億円・49事業、H27:約0.5億円・27事業)

●事業例

- ・女性分団新規設置に関する事業
- ・女性団員に応急処置資格を取得させ、女性活躍事例としてPRする事業
- ・大学生の消防防災サークル活動を支援し、入団に結びつける事業 等

問い合わせ先

消防庁総務課 菊田、船岡
TEL: 03-5253-7521

緊急消防援助隊情報

平成28年度地域ブロック合同訓練の実施結果について

広域応援室

中部ブロック 富山県実行委員会

平成28年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練は、YKK AP（株）滑川製造所を主会場に、次のとおり実施しました。

1 実施日

平成28年9月23日（金）～9月24日（土）

2 実施場所

滑川市、富山市、魚津市

3 訓練想定

平成28年9月23日（金）午前8時30分、富山県東部を震源とするM6.5の地震が発生し、魚津市及び滑川市で震度6強を観測した。

この地震により、魚津市及び滑川市を中心に建物等の倒壊に伴う多数の被害及び負傷者が発生するとともに、火災も発生している。

また、河川堤防の決壊により建物が浸水し、要救助者が多数発生している。

4 被災地初動対応訓練

富山県庁が使用できないことを想定し、緊急時の代替施設である富山県広域消防防災センターで消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）の設置・運営訓練を実施し、消防庁及び被災地の緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「支援本部」という。）と連携を図り、応援要請等に係る情報収集及び情報伝達、緊急消防援助隊の受援及び活動に関する調整等を行う訓練を、ロールプレイング方式で実施した。

《今後の課題等》

- 今回の訓練は、県災害対策本部の設置場所として予定している富山県庁大ホールが使用できないため、代替施設である富山県広域消防防災センターで実施したため、県災害対策本部と調整本部との連絡調整が不十分な箇所があった。今後、全体のレイアウトも含めた両本部の配置や情報の伝達方法について検討する必要がある。
- 支援情報共有ツールを十分に活用することができなかったことや、県と市の災害対策本部の有線回線の不足などにより、訓練参加機関との情報伝達に支障があったため、今後、支援情報共有ツールの積極的な活用や情報伝達機器の整備等を検討する必要がある。



消防応援活動調整本部設置・運営訓練（富山県広域消防防災センター）

5 実働訓練

（1）部隊参集訓練・受援対応訓練

部隊参集訓練は、進出拠点を県内2か所設置し、管轄消防本部による受援対応訓練を実施した。

陸路以外の参集手段として航空自衛隊第1輸送航空隊のC-130H1機により愛知県大隊の消防車両（全地形対応車両）を、小牧基地から富山空港へ輸送した。

また、指揮支援部隊長及び指揮支援隊の富山県までの航空輸送を計画していたが、悪天候によりヘリコプターが運航できず、陸路による参集に変更した。

《今後の課題等》

○ 今回の訓練では、富山空港に到着した愛知県大隊の全地形対応車を当該車両の専用搬送車により訓練場所へ搬送したが、より実践的な訓練とするには、自衛隊等の車両に全地形対応車を積載し搬送するなどの方法も検討すべきである。

（2）部隊運用訓練

各県大隊は訓練指揮（部）隊長の指揮のもと、関係機関と連携して各種訓練を実施した。

訓練1日目は、各県大隊、県内消防応援隊及び各県消防防災航空隊が協力して、富山県広域消防防災センターの施設を活用した高層建物火災防御、救助救出訓練や車両転落事故救出訓練のほか、建物座屈・倒壊事故救出訓練を実施した。

訓練2日目は、地元消防団による先導訓練やドローンによる災害情報収集訓練・福井防災航空隊のヘリ



サットによる画像伝送訓練のほか、多重衝突（列車、車両）事故救出訓練や冠水地区救出訓練など7項目の訓練を実施した。

訓練には、警察・自衛隊・DMATなど関係機関が参加したほか、国土交通省富山河川国道事務所の電源照明車、富山県建設業協会から派遣された重機及び昨年富山県に導入されたドクターヘリ等が訓練に参加した。



国土交通省の電源照明車と連携した夜間訓練
(1日目：富山県広域消防防災センター)



ドローンを活用しての情報収集・画像伝送訓練
(2日目：YKK AP(株)滑川製造所)



冠水地区救出訓練 (2日目：YKK AP(株)滑川製造所)

《今後の課題等》

- 訓練施設等の規模に対して、各県大隊や協力機関からの部隊の参加数が多かったため、訓練時間が少ない隊もあった。今後、同規模の訓練を実施する場合には、訓練参加人数を絞り込むとともに、活動隊をローテーションさせるなど部隊運用の調整を図る必要がある。
- 他ブロックの部隊（富山県で発災した際の中ブロック以外の第一次出動都道府県の部隊）や海上保安庁などからの参加がなかったため、災害発生時の連携強化を図るためにも、より幅広い関係機関の参加を検討する必要がある。

(3) 後方支援活動訓練

後方支援活動訓練は、富山県広域消防防災センター及び富山県総合運動公園において実施した。

《今後の課題等》

- 今回は広域消防防災センターが部隊運用訓練会場となっていたことから、車両の導線・配置の関係で同センター内の屋内施設は使用できなかったが、荒天時や隊員の疲労軽減につながるため、今後は有効に活用したい。

6 おわりに

今回の訓練は、実践的なブラインド型訓練を基本としつつ、富山県東部地域の特徴を考慮した訓練を計画しました。

今回、地元消防団による緊急消防援助隊の先導やドローンを活用した情報収集など、初めての試みの訓練を実施できたほか、他機関との連携などにおいて、多くの反省点や課題材料を得ることができ、大変有意義な訓練となりました。

今後、本訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応援・受援体制の更なる充実強化に努めてまいりたいと考えております。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました中部ブロック各県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。



北海道東北ブロック 推進協議会秋田県実行委員会

平成28年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練は、秋田県沿岸部に位置する能代市の地域特性から、火力発電所や港湾施設を利用し、津波被害をメインに、自衛隊、海上保安庁、警察、DMAT等の関係機関や民間団体との連携強化を目的に、次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成28年10月12日（水）～13日（木）

2. 実施場所

能代市、秋田市、北秋田市、三種町

3. 訓練想定

秋田県沖を震源とするマグニチュード7.9の地震が発生し、能代市では震度6弱の強い揺れを観測した。

この地震により、沿岸部には巨大な津波が押し寄せ、家屋の流出や火災等の災害が発生し、人的・物的ともに甚大な被害が発生している。

4. 図上訓練

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づく電話連絡や災害概況等の送信により、実災害に即した応援要請伝達訓練を実施した。秋田県庁では、関係機関が参加した調整本部運営訓練、能代山本広域市町村圏組合消防本部では、指揮本部・指揮支援本部を設置し、県内消防応援隊、緊急消防援助隊等が相互に連携した訓練を実施した。



指揮本部・指揮支援本部における活動調整会議
(能代山本広域市町村圏組合消防本部)

《今後の課題等》

○ 広域連合や一部事務組合の消防本部における指揮支援隊の配置及び担当市町村等の振り分けについて検証する必要がある。

5. 実動訓練

(1) 部隊参集訓練

被災地の能代市付近に一次進出拠点を設定し、そこから訓練会場まで地元消防団による先導を実施した。また、訓練会場付近に二次進出拠点を設定すると共に

複数の給油施設の情報を提供し、大隊進出と給油場所の分散化を図った。

《今後の課題等》

○ 設定した進出ルートに、全面通行止区間が発生し、進出拠点で進出経路の一部変更を指示した。消防団が先導した大隊は、スムーズに変更した経路で進出できたが、他の大隊については変更指示した経路以外で進出した大隊もあった。実災害においては、先導の他、経路変更箇所への誘導員の配置なども検討していく必要がある。

(2) 部隊輸送訓練

海上自衛隊艦艇（舞鶴地方隊、大湊地方隊）により、新潟県大隊（新潟港）及び北海道大隊（函館港）の一部の隊員と資機材を被災地（能代港）まで海上輸送した。

被災地（能代港）付近では、天候の影響により艦艇を岸壁に接岸することができず、沖合で隊員を搭載ボートに乗せ替え揚陸した。揚陸後は、受援消防本部の車両により、隊員、資機材を受入れた。



部隊輸送訓練（新潟港）

《今後の課題等》

○ 天候や被災した港湾の漁網等が障害となり、艦艇の接岸が不可能になる場合もあり、搭載ボートでの接岸は、揚陸場所選定の選択が広がった。艦艇との接岸岸壁状況の情報共有、接岸時の係留協力や緊急連絡手段の確保等、受入れ体制について検討していく必要がある。

(3) 部隊運用訓練

能代火力発電所において、航空機や海上保安庁巡視船及び民間タグボートによる消火活動のほか、危険物漏洩や大規模危険物施設火災に対応した訓練を実施した。メイン会場の能代港では、津波広範囲災害対応訓練として水上と陸上に津波による広範囲な災害現場を設定した。水上では、水難救助訓練を実施し、海上自衛隊、海上保安庁、民間クレーン船及び消防水難救助隊が連携した救出活動を展開した。陸上では、土砂災害救出訓練、毒劇物災害対応訓練及び多重事故救出訓



練を実施し、建造物解体業協会や多くの関係機関と連携した。また、大館能代空港にSCU（航空搬送拠点臨時医療施設）を設置し広域医療搬送訓練を実施した。

全会場において、調整本部、指揮本部及び指揮支援本部と連動した部隊運用訓練を実施し、航空運用調整班やDMAT調整本部を設置したほか、現場では現地合同調整所や救急現場指揮所を設置し活動調整が行われた。



大規模危険物施設災害対応訓練（能代火力発電所）



津波広範囲災害対応訓練における水難救助活動（能代市中島ふ頭）



防災ヘリによる空中消火活動

《今後の課題等》

- 複数大隊の救急隊が活動する現場で、県大隊長等が救急中隊長等の指揮者を指定した現場では、救急隊の活動管理が円滑であった。なお、調整等により指名できなかった現場では、活動管理が不十分なところもあったため、繰り返し意識した訓練が必要である。
- 関係機関との連携活動で相乗効果を発揮するため、活動前に保有資機材及び対応可能な活動について十分

に共有し、活動調整を図る必要がある。

- 現地合同調整所を設置した際の指揮体制及び情報共有の重要性について、更に認識を深めていくため、今後も関係機関との訓練を継続する必要がある。
- 航空自衛隊等の航空機にヘリ動態管理システムを試験配備したことにより、航空運用調整班等で航空機関相互の情報共有が効果的に行われた。

（４）後方支援活動訓練

既存体育施設を活用して、屋内での宿営訓練を実施した。宿営エリア入口には、デコンタミネーション（除染）エリアを設置し感染予防対策を図ったほか、宿営訓練中に余震想定を盛り込み、安全管理の徹底を図った。また、燃料補給車を活用した災害現場における燃料補給訓練を実施した。



後方支援活動訓練（能代山本スポーツリゾートセンターアリナス）

《今後の課題等》

- 震災時に既存施設を宿営場所とする場合、余震の影響が少ない場所にある施設の選定や余震発生時に施設使用の継続について早期に判断する体制が必要である。
- 女性隊員の更衣室等の配慮が必要である。

6. おわりに

今回の訓練は、重点推進事項を踏まえ、特に指揮体制及び関係機関との連携を重視し計画しました。

開催県における受援体制を検証する良い機会にもなり、大変有意義な訓練となりました。

今後は、本訓練における検証結果から得られた教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の更なる充実強化に努めてまいります。

最後に、訓練開催に当たり、多大な御協力をいただきました北海道東北ブロック各道県、消防機関、参加関係機関及び協力機関の皆様にご心より感謝を申し上げます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527（直通）

先進事例 紹介

消防団加入促進PRに関する取組について

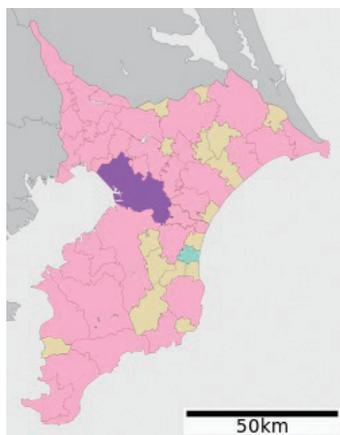
千葉県 千葉市消防団

1 はじめに

千葉市は、中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区・美浜区の6区からなり、面積271.76km²、人口は約97万人の県都です。緑豊かな下総台地の平坦地におおわれ、その一部は、東京湾に接しており、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな緑と水辺など自然環境に大変恵まれた都市です。

平成4年4月1日に、全国で12番目の政令指定都市としてスタートし、また全国に先がけ業務核都市として指定を受け、首都機能の一翼を担う国際情報都市として、その果たすべき役割は飛躍的に増大しており、各方面から期待されています。

管内図



2 千葉市消防団

昭和22年5月1日、消防団令（昭和22年4月30日公布）を受けて、千葉市消防団設置条例が制定され、従来

の「千葉市警防団」が「千葉市消防団」に改組されたことにより、千葉市消防団が発足しました。

平成4年4月に政令指定都市移行と合わせ、消防団体制検討委員会を設立し、平成8年4月1日をもって1行政区1消防署体制に合わせて、1団6方面隊18分団体制を確立し、現在に至っています。

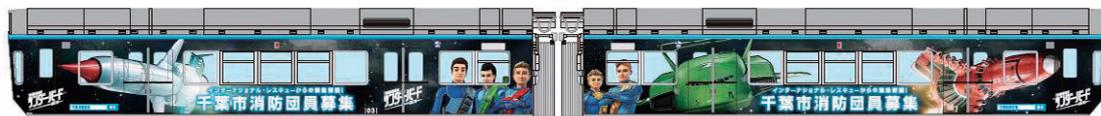
千葉市の消防団員数は条例定数の840人に対し、774人（平成28年4月1日現在）で、平均年齢は約46歳と上昇傾向にあります。今後少子高齢化により、何らかの対策を取らなければ、更に千葉市消防団の平均年齢が上昇する可能性が高くなることから、長く団員を務めることのできる若年層の加入促進が必要です。

また、千葉市の女性消防団員率は、約23%と全国平均と比較してもかなり高いものの、防火啓発、応急手当普及啓発等には女性の高いコミュニケーション能力と細やかな気遣い等が非常に有用なことから、更に女性団員の募集を行っていきます。

3 ラッピングモノレールを活用した消防団加入促進PR

(1) 目的

消防団員の確保と地域防災力の充実強化を図るため、千葉都市モノレールの車体へラッピング広告として「消防団員募集」、「消防団応援事業所募集」の掲載をしました。市内の飲食店等に消防団の応援事業所として登録してもらい、本市消防団員を対象に、各種サービス等の提供を行っていただくことで、地域全体で消防団を応援する体制を作り、消防団員の加入促進及び福利の増進と地域防災力の充実強化を図ります。



消防団員募集（ラッピングデザイン）



消防団応援事業所（ラッピングデザイン）

(2) ラッピングモノレールで消防団PR

千葉都市モノレールは、懸垂式で世界最長の総営業距離を誇り、市民にも親しまれています。さらに、千葉市内を頻繁に運行していることから認知効果が高く、まずは消防団の存在を知ってもらうことを目的に、ラッピングを施したモノレールを企画しました。2両1編成の車両の片面に消防車などのイラストとともに「がんばれ！千葉市消防団」「消防団応援の店大募集！！」、もう一方に消防庁が入団促進ポスターとしてタイアップしているTVアニメ「サンダーバードARE GO」がデザインされています。



サンダーバードARE GOデザイン



消防団応援事業所募集デザイン

(3) 学生・女性消防団員によるPR活動

ラッピングモノレールの走行に伴い、モノレール千葉みなと駅において、学生・女性消防団員によるPR活動を実施しました。乗降客を対象に、「グッズ」や「ちらし」を配布し、学生・女性消防団員が活動服を着た姿で募集啓発をすることで、若者や女性を含む幅広い層の消防団加入促進に繋がると考えています。



モノレール千葉みなと駅でのPR活動の様子

(4) ラッピングモノレールを使用した消防演習を実施

千葉都市モノレール本社車両基地で、稲毛消防署が秋季消防演習を行いました。モノレール車内からの救出や消防隊の一斉放水訓練などを行い、参加者の防災意識を高めることができました。

また、消防団加入促進を図るメッセージが掲載された「サンダーバード」のラッピング車両を使用し、多くの参加者に消防団員を募集していることがPRできたと思います。



消防演習の様様

4 その他消防団PR

- 千葉のFMラジオ局「ベイFMラジオプレシャスリポート」・「ベイFMモーニンググローリー」取材



ベイFM (ラジオプレシャスリポート)



ベイFM (モーニンググローリー)

- ・日本テレビ「NEWS ZERO」学生消防団取材協力



NEWS ZERO学生消防団取材

- ・消防局市民見学会で女性消防団員による広報活動



女性消防団員による消防団のPR

- ・千葉テレビ開局45周年を記念したイベント「スマイルfestivalちば」に参加



スマイルfestivalちば

5 おわりに

千葉市消防団では、会社員、自営業者、学生、主婦など様々な職種、男女を問わず幅広い年齢層の方々が団員として活躍しています。消防団は地域における防災のリーダーとして必要不可欠であり、今後も消防団を中核とした地域防災力の充実強化のため、積極的に消防団への加入を呼び掛け、地域住民の安全・安心を守っていききたいと思います。



ラッピングモノレールの前で敬礼する消防団員

消防法令に適合している優良な建物の情報発信についての取組 ～「消防“ホッと”インフォメーション」サービスの開始～

北海道 札幌市消防局

1 はじめに

札幌市消防局では、市民や観光客が利用する施設について、適正な査察の執行による消防法令違反の是正に加え、積極的な情報発信や関係機関等と連携した取組による自主的な違反是正・違反予防を推進しており、その取組の一つとして、消防法令に適合している優良な建物の情報発信「消防“ホッと”インフォメーション」サービスを開始しましたので、御紹介させていただきます。

2 情報発信に至る経緯

最近、全国で発生した人的被害の大きい火災は、主に社会福祉施設等やホテル・旅館等の就寝を伴う施設で発生しており、札幌市におきましても、平成22年3月に7名の方が亡くなる痛ましい火災が認知症グループホームで発生しております。

こうした火災を受け、施設等における消防法令への適合状況について、年々社会的な関心が高まっており、市民や利用者等からも「消防法上優良な施設を利用したいが、どうしたら教えてもらえるのか？」等、消防法令適合状況についての問い合わせが増加している状況にありました。

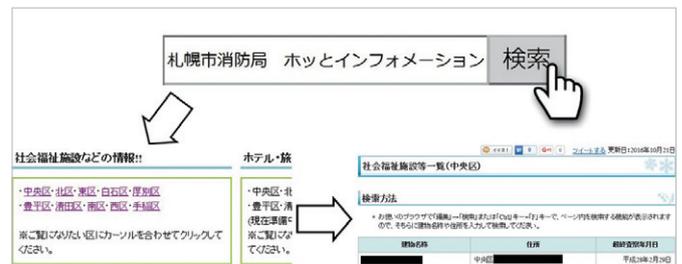
このような法令適合に関する関心の高まりから、消防が有する査察結果等の建物の情報は、利用者が施設を選択する際の重要な要素の一つであることがうかがえ、特に入居、宿泊させるといった夜間の就寝を伴う施設については、火災時の避難困難性から利用者やその家族からの需要が高いことが分かりました。

しかしながら、当局の査察結果等の情報を利用者が入手するためには、一般的に情報公開請求制度に基づく手続きが必要であり、時間と労力がかかります。

また、既に一定の防火基準に適合しているホテル・旅館等については、防火対象物適合表示制度（適マーク制度）により適マーク交付施設を札幌市公式ホームページで公表しており、さらに重大な消防法令違反に関しては、違反対象物の公表制度により不特定多数の方が利用する施設に限って同ホームページに公表しておりますが、こ

れ以外の建物に関しては、多くの市民は消防法令上安全なのか否かなど、知ることが難しいと考えられます。

これらの状況を踏まえ、当局では最新の査察において、消防法令に適合している施設の名称、住所等を広く利用者に提供し、施設を利用する際の選択肢を増やすことができるよう、新たな情報提供の仕組みの検討を開始しました。



優良な施設を検索するイメージ

3 サービスの開始に当たって

本サービスのような情報提供制度の構築に当たっては、当局の委託弁護士との間で、積極的な情報提供に関する制度上の問題点について何度も相談を行いました。

その結果、法令に適合している「優良な建物」を公表することについては、個人情報に抵触しない限り可能であり、また、非公表となる事業者に対しても不利益にはならないとの見解であり、一方、「違反のある建物」の公表は、人命危険性との関係によっては、事業者の不利益になる場合があるため、重大な違反以外の公表は慎重に行うべきとの見解でした。

このため、公表する対象は、違反のない「優良な建物」とし、当該建物の「住所」、「名称」及び「優良と確認した最終査察年月日」の3点に絞って公表することとしました。また、公表する情報はできるだけ新しいものが良いとの考えから、毎月1回更新を行うこととしました。

対象となる建物は、夜間に火災が発生した場合の人命危険性を考慮し、5項イ（ホテル・旅館等）及び6項ロ又はハ（社会福祉施設等）のうち利用者を入居または宿泊させる建物（16項イを含む。）としております。

サービスを開始するに当たっては、対象となるすべての施設とその施設が加入する関係団体に対して、サービス開始の事前通知や直接説明を行いました。また、より多くの方々にこのサービスを知ってもらうため、愛称については、「最新の情報」であるという意味と、「安心・安全情報」という想いを込めて、「消防“ホッと”インフォメーション」と決定しました。

開始時期については、最近の火災事例からも社会的なニーズを考慮し、6項口・ハの情報については、平成28年7月1日から先行して開始しており、11月22日時点で840施設の情報公表し、社会福祉部局や民間の高齢者住宅情報誌のホームページ等とも連携リンクしているところです。

また、来年2月には、200万人以上の来場が見込まれる「さっぽろ雪まつり」や、約30の国と地域が参加する「2017冬季アジア札幌大会」の開催を控えていることから、5項イについては平成28年12月1日からサービスを開始するところです。



実際に公表している様子（ホームページより抜粋）



本サービスへのリンク用バナー
(関係団体のホームページより抜粋)

4 おわりに

この取組の開始以降、公表対象施設における法令適合率が10%近く増加するなど、副次的な効果もみられることから、違反是正に関しても大きく期待されることです。

今後、更により多くの方々にサービスを利用してもらうこと、また、近年増加傾向にある外国人観光客へも広く安全・安心情報を認知してもらうため、ホームページの掲載方法や多言語表記についても取り組んでいるところであり、この情報を多くの方に閲覧していただき、建物を利用する方への安全、安心の提供に寄与することを切に願うところです。

<参考：掲載ホームページURL>

<http://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/oshirase/ansinjouhou/ansinteikyou.html>



さっぽろ雪まつりの大雪像



大倉山ジャンプ競技場と
エゾモン
(2017冬季アジア札幌大会会場)



映画とのタイアップポスター

みんなで防災について考える日

愛知県 豊田市立滝脇小学校少年消防クラブ

1 実施の経緯

愛知県豊田市立滝脇小学校は、自動車産業で有名な豊田市の南東端にあります。平成28年度の児童数は、29名という小規模校です。学校の周りの豊かな自然環境を生かして、昭和41年から『愛鳥活動』に取り組み、今年で51年目を迎えました。これまでに、「文部大臣奨励賞」「林野庁長官賞」「愛知県知事賞」など多くの賞を受賞しています。

もう一つの特色は、豊田市独自の制度「小規模特認校制度」を実施していることです。希望すれば学区外からでも通学でき、現在、5名の児童がこの制度を使っています。地域の児童数は、横ばい状態のため、様々な面で学校と地域が協力し合っていない状況です。

学区を見ると、土砂災害警戒区域に指定されている場所があり、高齢者が多くいます。防災についても保護者、地域ぐるみで学習することが必要だと感じました。そこで、平成25年度から、防災行事「みんなで防災について考える日」を立ち上げ、学習を深めてきました。

2 活動内容の決定に当たって

この防災行事の内容を考え、実施するに当たって、豊田市消防本部予防課(以下「予防課」という。)、地域の消防団、地域の自主防災会などと協力してきました。

また、小学校6年間で子どもが、防災について重要な基礎的な事柄を身に付けさせたいと考え、そのために、3年を1クールとして、地域防災について必要な事柄を盛り込んだ内容で計画を立てました。そうすることで、子どもは6年間で同じ事柄を2度学習することになり、防災について学んだことの定着が図られると考えました。

また、毎年継続して行え、子どもや地域の防災意識を高める内容も盛り込みたいと考え、「滝っ子防災カルタ」作りにも着手しました。

このカルタ作りについては、あとで詳しく述べます。

3 平成25年度(1年次)の取組

参加者が楽しく、主体的に防災について学習できるように、家族ごとで回るスタンプラリー形式をとって実施しました。期日は、多くの人に参加しやすいように、夏休みの全校出校日、奉仕作業の日(土曜日)にしました。

1年目に実施した内容は、以下のとおりです。

活動内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所受付体験 ・避難所生活の心得 ・防災備蓄倉庫の見学 ・消火器体験 ・煙道体験 ・間仕切り使用体験 ・防災クイズ *防災カルタ作り ・非常食試食(アルファ米) ・振り返り 	自主防災会 市役所防災対策課 市役所防災対策課 消防団 消防団 消防団 学校 学校 学校 学校

防災学習の内容は、地域性を考え、必要なものから体験、学習できるようにしました。

また、3年計画で、「滝っ子防災カルタ」の作成にも着手しました。防災学習を通して学んだことや考えたことをカルタの読み札にしていきました。絵札は、子どもが描いたり、地域に実際にある写真を使ったりするようにしました。1年ごとに、3分の1の読み札を完成させるようにしました。



〈防災カルタの一部〉

親子で防災カルタ作り

4 平成26年度(2年次)の取組

1年次の学習内容や反省を生かし、2年目は以下のような内容で、実施しました。

活動内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> 避難所受付体験 防災マップ作り 起震車(防サイ君)体験 土のう作り体験 バケツリレー(初期消火) 伝言ゲーム(情報伝達) 防災クイズ 防災カルタ作り 非常食試食 振り返り 	自主防災会 学校 予防課 予防課、消防団 予防課、消防団 予防課、消防団 学校 学校 学校

保護者だけでなく、区長さんを始め消防団員の方など地域からの参加も徐々に増えてきました。



パッキング(非常食)体験

実際に体験する場を設けることで防災意識が高まっていることを感じました。

5 平成27年度(3年次)の取組

1クール目の最終年度は、以下のような内容で実施しました。3年間かけて、親子で作ってきた「滝っ子防災カルタ」が完成しました。

活動内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> 避難所受付体験 避難時の行動 機器を使わない搬送 倒壊からの救出 ロープワーク トイレと水 防災クイズ 防災カルタ作り 非常食試食 振り返り 	自主防災会 予防課 予防課、消防団 予防課、消防団 予防課、消防団 予防課、消防団 学校 学校 学校 学校



機器を使わない搬送

防災について考える日で、救出やカレー作りなどを体験しました。いざという時に自分で動けるように日頃から考えておきたいです。(少年消防クラブ員の感想から)

6 第2クール1年目、平成28年度の取組

3年間継続して実施してきたことで、防災への意識が高まり、ふだんの避難訓練等でも子どもの変容を感じることが増えてきました。学習を生かして、避難訓練も、予告なしや休み時間中の訓練など、より実践的な訓練に変えました。

「みんなで防災について考える日」は、第2クールに入りました。第1クールの3年間で行った内容をもう一度行い、定着を図る計画です。

内容については、振り返りを「親子防災ミーティング」とし、家族が防災について話し合ったり、約束を決めたりするようにしました。地域、PTAとも内容について話し合い、非常用トイレの設置場所や方法を学習することにしました。

また、昨年完成した、「滝っ子防災カルタ」を使って、「親子カルタ大会」を行い、自分たちの言葉で防災への意識高揚を図りました。楽しみながら防災の大切さを再確認できました。

活動内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> 避難所受付体験 東日本大震災から学んだこと 防災備蓄倉庫の見学 煙道体験 起震車(防サイ君)体験 非常用トイレ設置の仕方 親子防災カルタ大会 親子防災ミーティング 	自主防災会 予防課 市役所防災対策課 予防課 予防課 市役所防災対策課 学校 学校



東日本大震災に派遣された消防職員の方の話



親子で「滝っ子防災カルタ」大会

7 おわりに

毎年参加者に新たな学びや気づきがあり、防災への危機感を高めることで地域防災力の向上を図るこの取組が年月をかけて根付いてきたことを非常に喜んでいます。学区の中学校でも、1泊で防災行事を行っています。将来の地域防災の担い手としての基礎を身に付けられるよう、内容について改善しながら、地域とともに安全・安心な学区づくりに努めていきたいと思っております。



非常用トイレの設置と体験

単身高齢者宅防火訪問を実施しました

美幌・津別広域事務組合消防本部

10月15日から6日間、秋の火災予防運動期間中の行事の一環として、美幌町内の単身高齢者宅を対象に防火訪問を実施しました。

消防職員と女性消防団員、美幌町婦人防火クラブ員で訪問し、火気器具の点検や住宅用火災警報器の設置状況、健康状態、緊急時の連絡先などを確認させていただきました。

訪問先の皆さんには、住宅用火災警報器や感震ブレーカーについて記載した防火チラシと婦人防火クラブ員の方々が作成した巾着袋をお渡しし、より一層の火災予防をお願いしてまわりました。



大規模災害を想定した図上訓練（ロールプレイング方式）を実施

三郷市消防団

9月25日、幹部団員（55名）を対象に大規模災害を想定したロールプレイング方式の図上訓練を初めて実施しました。

付与カードの情報を基に活動方針を決定し災害情報を白図などにまとめ、その後まとめた情報を団本部に報告し訓練は終了しました。訓練終了後、各ブースで検証し、発表を行い「いつ地震が来てもいいように初動体制についてもう一度話し合わなければ」、「統一した情報収集用紙が必要ではないか」など多くの意見が飛び交い大変有意義な訓練となりました。



消防通信 望楼 ぼうろう

速野小学校3・4年生&PTA防災教室を開催

湖南広域消防局

10月12日、守山市の速野小学校で、親子で学ぶ防災教室が開催されました。

防災教室では、子どもたちが普段登下校に使っている通学路に潜む危険や防災情報を事前に防災チェックシートとマップを使って調査し、防災教室の当日に防災マップに書いて親子で再確認をしました。

今後も、子どもたちが安全で安心できる地域づくりのため、子どもと親が共に参加し、学び合えるこのような教室を続けていきたいとの声が聞かれました。



緊急消防援助隊兵庫県隊阪神ブロック後方支援部隊集結訓練を実施しました

西宮市消防局

兵庫県阪神地域では、10月6日に「緊急消防援助隊兵庫県隊阪神ブロック後方支援部隊集結訓練」を西宮市の阪神南広域防災拠点で実施しました。

本訓練では、地域で一体となった活動を実施するために策定した、緊急消防援助隊兵庫県隊（阪神ブロック）後方支援計画の実効性向上及び迅速な後方支援体制の確立を図るため、宿営地の設営及び炊き出しなどの後方支援資機材取扱訓練のほか、後方支援体制についての研修を実施しました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



平成29年度 消防大学校教育訓練計画の策定

消防大学校では、消防行政の実態に即応した教育内容等の見直しを逐次行い、教育の充実強化に努めています。

平成29年度の教育訓練計画についても、最近の消防業務の実状を踏まえ、教育訓練内容の更なる充実等を図るため、以下の点についての見直しを行いました。

1 現任教官科（総務・予防、警防）の新設

現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務又は警防業務を包括的に指導できる能力を向上させることを目的に新設します。

2 女性消防吏員の研修機会の拡大

(1) 女性活躍推進コースの拡充

女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的として実施している「女性活躍推進コース」について、定員を48名から60名へ拡大するとともに、教育日数を5日から7日に増やし、内容を充実させます。

(2) 出前講座（消防大学校フォーラム）の開催

出前講座として実施している「消防大学校フォーラム」について、平成29年度は女性の活躍促進をテーマとした内容で実施します。

(3) 女性活躍促進のための意識改革

引き続き、消防長を始めとした幹部に対して女性活躍推進に係る意識の改革・醸成等を目的とした講義を実施（平成28年度から、幹部科、上級幹部科、新任消防長・学校長科に各2時間導入）するとともに、新設する現任教官科において、女性活躍促進のための取組（女性活躍推進に係る講義の実施や女性職員のキャリアアップに関する先駆的な教育内容等）に関する講義を取り入れます。

3 その他

実務講習「査察業務マネジメントコース」の新設
消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させることを目的に新設します。

★「平成29年度消防大学校教育訓練実施要領」などの最新情報は、ホームページ（<http://fdmc.fdma.go.jp/>）に掲載しています★



通常点検の様子



平成29年度消防大学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目的	期	定員(名)		入寮期間 (平成29年4月～ 平成30年3月)	入寮 日数 (日)	
					女性枠*			
総合教育	幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	49	66	○	6月13日～7月28日	46	
			50	60	○	8月22日～10月6日	46	
			51	84	○	10月16日～12月1日	47	
			52	84	○	1月9日～2月23日	46	
総合教育	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	81	54	○	1月10日～1月26日	17	
総合教育	新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	22	60	/	4月18日～4月28日	11	
			23	60	/	5月9日～5月19日	11	
総合教育	消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	71	36	/	8月28日～9月1日	5	
			72	36	/	12月4日～12月8日	5	
専科教育	警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	101	60	○	6月8日～7月27日	50	
			102	60	○	10月18日～12月7日	51	
	救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	75	60	○	4月12日～6月2日	52	
			76	60	○	8月24日～10月13日	51	
	救助科	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む。)	79	48	○	9月6日～10月6日	31	
	予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	102	48	○	8月24日～10月13日	51	
			103	48	○	1月11日～3月1日	50	
	危険物科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	12	42	○	6月28日～7月28日	31	
	火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	33	48	○	6月8日～7月27日	50	
			34	48	○	10月18日～12月7日	51	
	新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	11	60	/	3月6日～3月16日	11	
	現任教官科(総務・予防)	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。	1	36	/	3月5日～3月9日	5	
現任教官科(警防)	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。	1	36	/	3月12日～3月16日	5		
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	17	48	/	4月17日～4月27日	11	
			18	48	/	5月8日～5月18日	11	
	高度救助・特別高度救助コース	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	7	66	/	2月19日～3月2日	12	
	NBCコース	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。	7	66	/	2月26日～3月16日	19	
航空隊長コース	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	17	84	/	2月1日～2月15日	15		
実務講習	危機管理・防災教育科	危機管理・国民保護コース	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	7	96	○	6月1日～6月7日	7
		自主防災組織育成コース	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させる。	13	72	○	5月22日～5月26日	5
		自主防災組織育成短期コース	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。	-	128	○	10月、11月	/
		消防団活性化推進コース	消防団の業務、教育訓練に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。	3	96	○	12月11日～12月15日	5
女性活躍推進コース	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。	2	60	/	12月14日～12月22日	9		
査察業務マネジメントコース	消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。	1	48	○	5月24日～5月30日	7		

*女性消防吏員枠として、優先的に女性の入校を推進する。

問い合わせ先

消防大学校教務部 久富
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成28年10月24日～平成28年11月23日)

<総務課>

28.11.2	平成28年秋の褒章 (消防関係)	平成28年秋の褒章 (消防関係) 受章者は、103名で褒章別内訳は次のとおりです。 ・紅綬褒章 4名 ・黄綬褒章 6名 ・藍綬褒章 93名
28.11.3	平成28年秋の叙勲 (消防関係)	平成28年秋の叙勲 (消防関係) 受章者は、602名で勲章別内訳は次のとおりです。 ・瑞宝小綬章 20名 ・旭日双光章 3名 ・瑞宝双光章 71名 ・瑞宝単光章 508名

<救急企画室>

28.11.4	消防法施行令の一部を改正する政令 (案) に対する意見募集	消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令 (案) の内容について、平成28年11月5日から平成28年12月5日までの間、意見を募集します。
---------	-------------------------------	--

<予防課>

28.11.1	予防業務優良事例表彰の創設及び事例募集	消防庁では、各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものについて表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的とし、新たに予防業務優良事例表彰を創設することとしました。 本日から平成29年1月13日 (金) まで各消防本部の優れた取組事例について募集をしています。
28.11.8	平成28年秋季全国火災予防運動の実施	平成28年11月9日 (水) から11月15日 (火) まで「平成28年秋季全国火災予防運動」が実施されます。
28.11.8	平成28年1月～6月の製品火災に関する調査結果	消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成28年1月～6月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、9月30日までに消防機関から調査結果の報告があったものについて、発生件数や「製品の不具合により発生したと判断された火災」の製品情報等を取りまとめました。

<防災課>

28.10.28	地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果	消防庁では、地方公共団体における業務継続計画の策定状況について調査を実施し、この度、平成28年4月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。
28.10.28	地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果	消防庁では、地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関して、調査を実施し、この度、平成28年4月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。
28.10.28	11月4日に緊急地震速報の訓練を行います～訓練参加機関をお知らせします～	11月5日の津波防災の日にちなみ、平成28年11月4日 (金) に緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。この度、訓練に参加する機関等を取りまとめましたのでお知らせします。

<国民保護室、国民保護運用室>

28.11.8	「防災・危機管理セルフチェックシステムにおけるチェック項目策定に関する検討会」の開催	地方公共団体における災害発生時の初動対応体制など、平時より地方公共団体が自らの防災・危機管理体制について確認し、一層の強化を図ることを目的として、消防庁が整備を進めてきた「防災・危機管理セルフチェックシステム」のチェック項目を策定するため、「防災・危機管理セルフチェックシステムにおけるチェック項目策定に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
28.11.22	全国瞬時警報システム (Jアラート) 全国一斉情報伝達訓練の実施	人工衛星及び地上回線を用いて瞬時に緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム (Jアラート) に関し、緊急時における住民への迅速かつ確実な情報伝達に資するよう、内閣官房、消防庁及び地方公共団体が連携して、全国一斉に情報伝達訓練を実施します。

<地域防災室>

28.11.2	「地域防災力向上シンポジウムin徳島2016」及び「地域防災力向上シンポジウムin青森2016」の開催	地域防災の新たな担い手として期待される女性や若者をはじめとして、地域住民や自主防災組織、企業、教育、医療・福祉等各分野の連携を深め、地域の防災力を高めることを目的として、徳島県徳島市及び青森県青森市において「地域防災力向上シンポジウム」を開催します。
---------	---	---



最近の通知 (平成28年10月24日～平成28年11月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第338号	平成28年11月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の適切な維持管理の周知について (依頼)
消防予第337号	平成28年11月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	多数の者が集合する催しにおける照明器具に係る火災予防指導等について
消防危第208号	平成28年11月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震における危険物施設の被害及び危険物の仮貯蔵・仮取扱いの状況について
消防危第203号	平成28年11月2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標について
消防災第144号	平成28年10月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災 部防災課長	地方公共団体における業務継続計画の策定について
消防災第143号	平成28年10月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災 部防災課長	地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について

広報テーマ

12 月		1 月	
① 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防・救急課	① 1月17日は「防災とボランティアの日」	地域防災室
② セルフスタンドにおける安全な給油について	危険物保安室	② 文化財防火デー	予防課
③ 雪害に対する備え	防災課	③ 消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課
④ 地震発生時の出火防止	防災課	④ 消防団員の入団促進	地域防災室
⑤ ストープ火災の注意喚起	予防課		



消防自動車や救急自動車の緊急通行に対する御理解と御協力をお願いします



消防・救急課

自動車やバイクの運転中に緊急自動車が近づいてきたら？

自動車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯した消防自動車や救急自動車が近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができますか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

そのため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるよう御協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

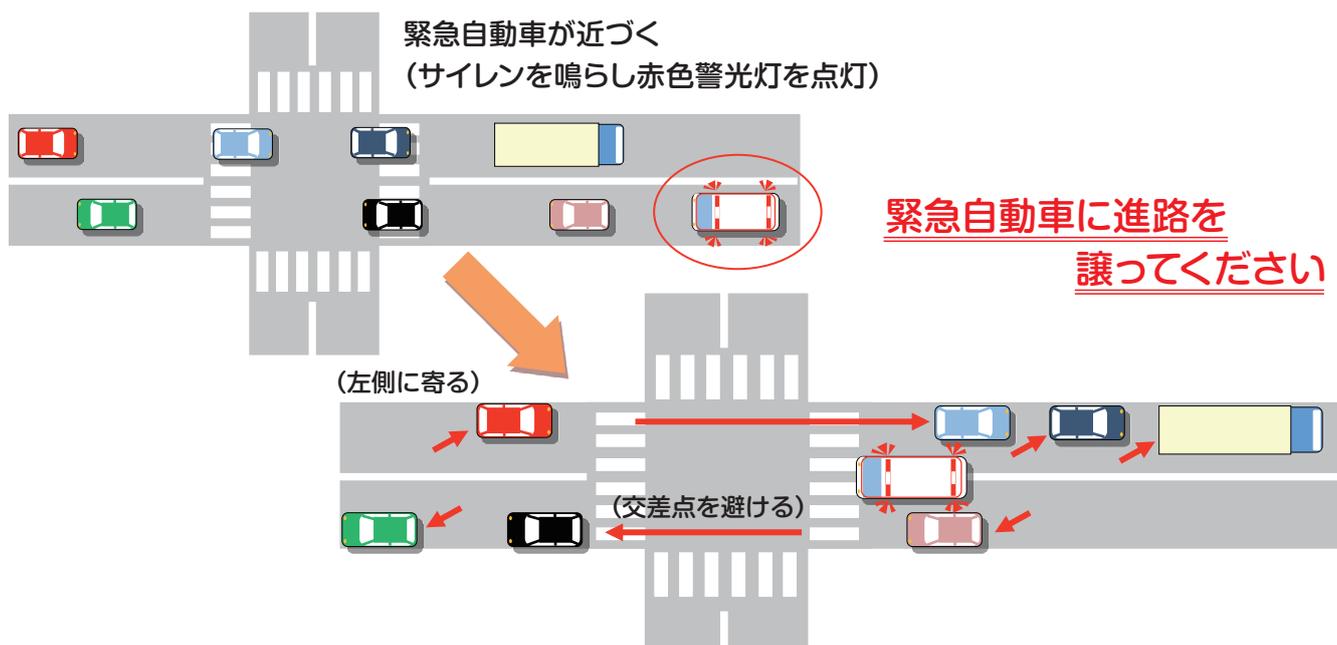


○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



問合わせ先

消防庁 消防・救急課 馬場
TEL: 03-5253-7522



セルフスタンドにおける安全な給油について

危険物保安室

■セルフスタンドの現状

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）は平成10年4月から認められているガソリンスタンドの形態です。それまではドライバーが自ら給油を行うことは認められていませんでしたが、一定の安全対策を講じれば従来のガソリンスタンド（フルサービススタンド）と同等の安全性を確保することができることが確認され、セルフスタンドが認められることとなりました。

近年、ガソリンスタンドの施設数は減少傾向にありますが、これとは対照的にセルフスタンドは増加しています（図1参照）。

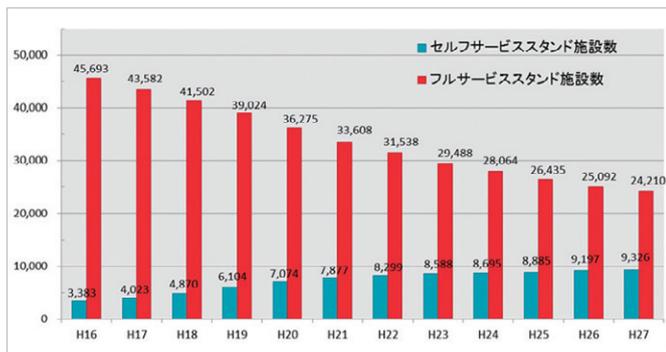


図1 ガソリンスタンドの施設数

■セルフスタンドの安全対策の改正経緯

セルフスタンドにおいて給油中に自動車の給油口付近で静電気が原因と考えられる火災が発生したことを受け、「火気厳禁」「給油中エンジン停止」「ガソリンの容器への注入禁止」など保安上必要な事項を記載する注意書きに「静電気対策に係る事項」を加えるよう、平成13年に各消防本部に通知しました。

また、セルフスタンドの火災発生割合がフルサービススタンドに比べると高いことから、平成19年には危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を改正し、給油ノズルは、静電気を有効に除去することができる構造とすることや給油中に吹きこぼれたガソリンが顧客に飛散しない措置を講ずること等が規定され、セルフスタンドの設備に関する安全対策を強化しました（表1及び図2参照）。

表1 給油取扱所1万施設あたりの給油中における火災事故発生割合

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
セルフスタンド	11.8	7.5	12.3	4.9	9.9	3.8	3.6	5.8	3.5	3.4	2.2	2.1
フルサービススタンド	0.7	0.7	0.7	0.3	0.3	1.2	1.9	0.7	1.1	0.4	1.2	0.0

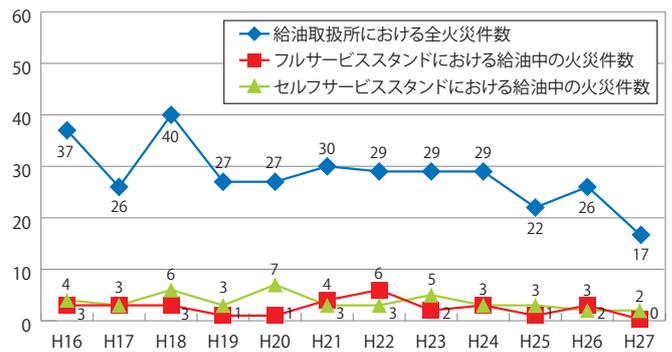


図2 ガソリンスタンドにおける火災件数

■給油中の主な注意事項

セルフスタンドでドライバーが給油する際には、次の点に十分御注意ください。

- ・ 静電気除去シートなどにより静電気を十分除去すること。
- ・ 車に給油する油種を十分に確認すること。
- ・ ライター、たばこ等の火気は使用しないこと。
- ・ ガソリンの容器への小分けは行わないこと。
- ・ 自動車又は原動機付自転車以外（例：水上バイク等）への給油は行わないこと。

その他、計量機に表示されている給油方法、注意事項を必ずお読みください（図3参照）。

また御不明な点があれば、計量機付近に設置されているインターホンでセルフスタンド従業員へお問い合わせください。

なお、下記の消防庁ホームページに関連情報を掲載していますので、これらを参考に安全に給油するようお願いいたします。



図3 計量機の表示例

総務省消防庁：セルフ給油に関する注意事項

http://www.fdma.go.jp/html/new/self_atten.pdf

総務省消防庁：ガソリン等危険物の事故防止について

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/gasoline/keihatu.html>

問い合わせ先

消防庁危険物保安室危険物施設係 金子係長、横山事務官
TEL: 03-5253-7524



雪害に対する備え

防災課

我が国では毎年、自然災害により多くの尊い人命が失われていますが、大雪となった年には、雪害により多くの方が亡くなっており、特に、平成18年豪雪では、152人にも上る多数の方が亡くなっています。昨冬期（平成27年11月～平成28年3月）の雪害では、一冬に27人の方が亡くなりました。

また、平成26年2月には関東甲信地方、同年12月には徳島県等の普段雪が少ないところで大雪となったことで、孤立や交通障害、停電等のライフライン被害が発生しています。

そこで、大雪、暴風雪等が予想される場合に、安全を確保するために心がけるべきポイントとして、以下のようものが挙げられます。

(在宅時の安全な過ごし方に関すること)

- ・ 不要不急の外出を避ける
 - ・ 懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等の準備
 - ・ FF式暖房機（※）の給排気口付近の除雪状況の確認
- ※ 燃焼用空気を室外から給排気筒を通して取り入れ、燃焼により発生した空気を給排気筒を通して室外に出す方式

(車両運転者等に対すること)

- ・ できる限り車両の運転は避ける
- ・ 事前の気象情報、道路情報等の確認
- ・ 車両の点検整備の確実な実施
- ・ 防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、毛布、飲料水、非常食等の準備
- ・ 道路状況に応じた無理のない運転
- ・ スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着
- ・ 暴風雪の際の早期避難
- ・ 車両の走行不能時の早期の救助依頼、車両内での待機、マフラーの定期的除雪、適切な換気による一酸化炭素中毒の防止
- ・ 立ち往生してやむを得ず車を離れる場合には、ドアをロックせずキーを車内の分かりやすい場所に残すこと

(防災気象情報等の活用)

- ・ 気象情報、注意報及び警報を活用して早めの行動をとる

また、雪害における人的被害は、除雪作業中の事故によるものが多く、主な原因には以下のようなものが挙げられます。

- ・ 除雪作業中の屋根、はしごなど高所からの転落
- ・ 除雪作業中の水路等への転落

- ・ 除雪機の事故（巻き込まれなど）
- ・ 屋根からの落雪
- ・ 除雪作業という重労働による発作

除雪時には、特に以下の項目に注意して、作業を行い、事故を防止しましょう。

【命を守る除雪中の事故防止10箇条】

- 作業は家族、隣近所にも声を掛けて2人以上で！
- 建物の周りに雪を残して雪下ろし！
- 晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんでる！
- はしごの固定を忘れずに！
- エンジンを切ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き
- 低い屋根でも油断は禁物！
- 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- 面倒でも命綱とヘルメットを！
- 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- 作業のときには携帯電話を持って行く！

「よくある除雪作業中の事故とその対策」（内閣府、国交省）参照。
この他にも除雪作業中の注意点等が掲載されていますので、参考にしてください。（http://www.bousai.go.jp/setsugai/pdf/h2312_004.pdf）



命綱、ヘルメットを装着して作業する様子（提供：新潟県）

消防庁では、降積雪期を迎えるに当たり関係都道府県に対して、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期すよう要請し、防災態勢の一層の強化を呼び掛けています。

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。雪による事故への備えを怠らず、自助・共助・公助のもと雪害に強い安心安全なまちづくりを進めていきましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 川久保
TEL: 03-5253-7525



地震発生時の出火防止

防災課

地震が発生したときに起こる火災が、地震そのものによる被害を何倍にも大きくすることは過去の事例からも明らかです。阪神・淡路大震災（平成7年）や東日本大震災（平成23年）での出火原因としては、電気ストーブや配線などの電気関係、ガスストーブやガスコンロなどのガス機器関係、また石油ストーブなどが挙げられています。



■初期消火

突然、大きな揺れに襲われたときは、まず自分の身の安全を守ることが大切です。あわてて行動すると、転倒した家具、飛び散ったガラスや陶器の破片で怪我をする恐れがあります。丈夫な机の下に身をかくしたり、家具から離れるなどして自分の身の安全を守り、揺れが収まったらすぐに火の始末をしましょう。揺れている時に無理をして火を消しに行くと、調理器具が落ちてきてやけどをする危険があります。

万が一、周りのものに火が付いてしまっても、初期のうちには消火器などで十分に消すことができます。あわてず速やかに消火するとともに、大声で隣近所に助けを求めすることも大切です。

■電気火災を防ぐ

地震では停電することがありますが、復旧したときに転倒した電気器具が作動して出火に至ったり、電気器具の断線等により通電時に火災を引き起こす可能性があることから、感震ブレーカーや感震コンセントの設置など

も有効です。また、避難などで家を空けるときは、電気のブレーカーを切り、電気器具はコンセントから抜いておきましょう。

なお、ブレーカーを戻す際は、転倒したままの電気器具がないか、ガス漏れがないかなど周囲の安全を確認しましょう。

■ガス漏れを防ぐ

最近、地震による大きな揺れを感知して自動的にガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置が進んでいますが、念のため元栓を閉めてガス漏れを防ぎましょう。また、プロパンガスを使っているところでは、ボンベをチェーンで固定するなど転倒防止を行い、普段からの対策に努めましょう。



■石油ストーブの対処

最近の石油ストーブは対震自動消火装置が付いているので危険性は少なくなりましたが、過信は禁物です。必ず火が消えたことを確認しましょう。また、石油ストーブの周りに燃えやすい物を置くことは火災につながりません。普段から使用上の注意を守りましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係
TEL: 03-5253-7525

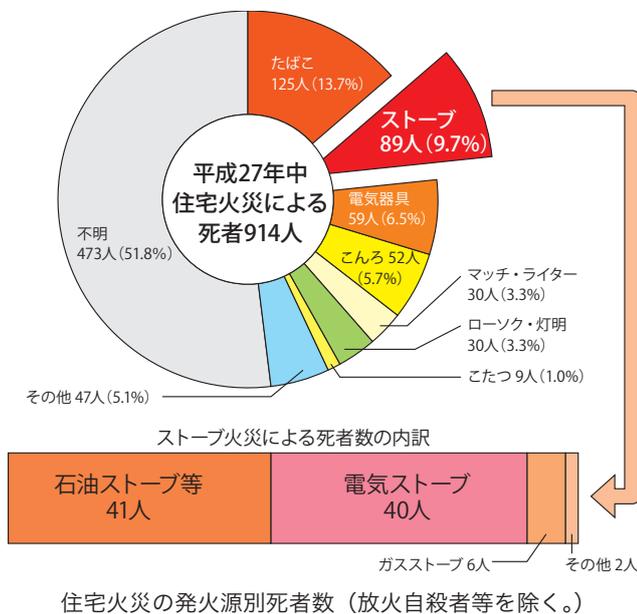


ストーブの安全な取扱いについて

予防課

12月に入り、本格的に寒くなる季節を控え、ストーブを使う御家庭も多いと思います。

ストーブを使用するのは、11月頃から4月頃までと1年のうちで限られていますが、ストーブが原因となる建物火災は、平成27年中に全国で1,208件発生しており、出火原因の中でも高い順位（4位）となっています。



また、東京都の調査では電気ストーブについて、危険との認識が低いと調査結果が出ていますが、平成27年中のストーブが原因の死者数は全国でも上の表のようになっており、電気・石油等の違いにかかわらずストーブを使用する場合には注意が必要です。

1 使用するときの注意事項

- （1）ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- （2）就寝時にストーブを使用するのは避けましょう。
- （3）ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さないようにしましょう。
- （4）カーテン等がストーブに接触しないように、離して使用しましょう。

- （5）ストーブの近くでヘアスプレー等の使用、放置はやめましょう。

2 使用方法

- （1）取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用しましょう。
- （2）石油ストーブに灯油を給油するときは、必ず火を消してから行いましょう。
- （3）カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締めましょう。
- （4）電気ストーブやファンヒーターを使わないときは電源プラグを抜きましょう。

3 点火及び消火時の確認

- （1）点火後は、正常に燃焼していることを確認しましょう。
- （2）外出等の際には、必ず完全に消火していることを確認しましょう。
- （3）電気コードやガスホースなどに傷みがないか確認をしましょう。
- （4）ストーブを使用して、異常を感じた場合は、すぐに使用を中止し、製造元や販売元に相談しましょう。

4 点検・整備

- （1）暖房シーズン前には、十分な点検を行い、故障している場合は、取り替えたり、販売店等に修理を依頼しましょう。
- （2）暖房シーズン後には、説明書をよく読み、ストーブの清掃・整備を行いましょう。

5 灯油などの燃料の保管

- （1）灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で安全性に係る推奨マーク若しくは認定証が貼付されているものを使用し、必ず栓をしっかりと締めて密閉しましょう。
- （2）灯油などの燃料は火気を使う場所から遠ざけ、直射日光を避けた冷暗所に保管しましょう。
- （3）地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損するような場所での保管はやめましょう。

問い合わせ先

消防庁予防課 齋藤、市川
TEL: 03-5253-7523

傷ついた人を励ます仕事。



岐阜県多治見市消防本部

地震や火災に負けない街にする仕事。



大阪府茨木市消防本部

一秒でも早く命を救う仕事。



高知県高岡郡中土佐町と広域連合消防署

4,035人
約 160,000人

※消防員数に対する女性の数(平成28年4月1日現在速報値)

女性が増えると、消防はもっとやさしくなる。

2016年 全国各地で消防士体験イベント開催

8月5日◎【東京都】会場 ベルサール新宿セントラルパーク	11月23日◎◎【札幌市】会場 サッポロファクトリーホール	12月11日◎【名古屋市】会場 名古屋市中心企業振興会館
10月9日◎【仙台市】会場 フォレスト仙台	11月23日◎◎【広島市】会場 広島県立広島産業会館	12月17日◎【京都市】会場 京都市勤業館みやこめっせ
10月23日◎【福岡市】会場 博多スターレーン展示会場	12月4日◎【横浜市】会場 パシフィコ横浜 会議センター	

女性消防士に関する詳しい情報は

PC・スマホ

女性消防 検索

http://www.fdma.go.jp/jcsei_shokuin/

Facebook

女性消防 検索

<http://www.facebook.com/Josei.FDMA.JAPAN>

FDMA 消防庁